

第六期新宿区次世代育成協議会における部会の設置について（案）

新宿区次世代育成協議会条例第9条の規定に基づき、下記のとおり部会を設置する。

記

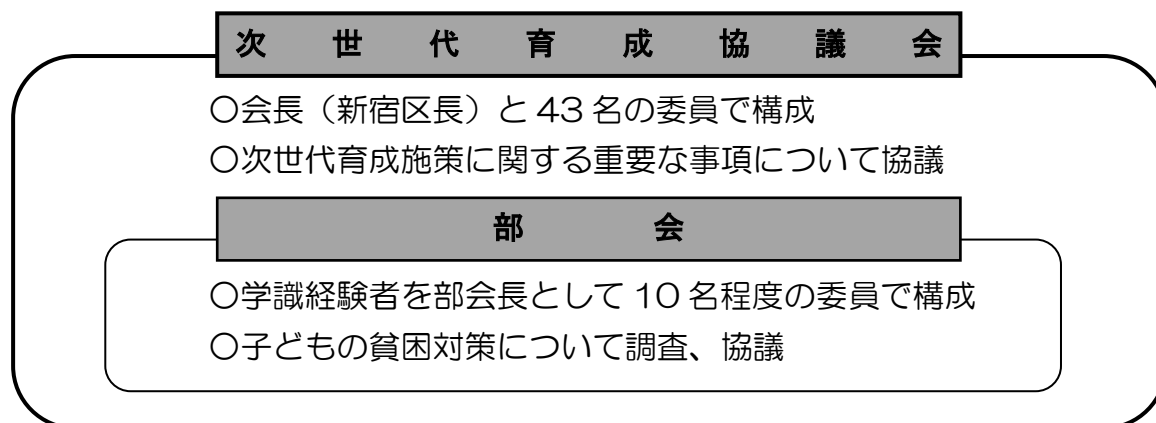
1 部会の概要

(1) 設置の目的

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）及び子どもの貧困に関する大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）（以下「大綱」という。）の趣旨を踏まえ、区が子どもの貧困対策について実行性の高い施策や切れ目のない支援を展開するために、区民意見を聴取することを目的として設置する。

(2) 所掌事項

- ア 子どもの貧困対策についての調査・協議に関すること
- イ その他部会長が必要と認める事項



2 部会の運営

(1) 第 1 回…8 月上旬開催予定

子どもの貧困対策検討連絡会議及び同作業部会で行った調査結果、及び区の事業・取組みについて調査・検討する。

(2) 第 2 回…9 月上旬開催予定

第 1 回の検討結果を踏まえ、区が再度取りまとめた調査結果、及び区の事業・取組みについて、さらに検討する。また、次世代育成支援計画への反映についても検討する。